

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、その有している医薬品開発の技術をもって国内大手製薬会社のパートナーとして医薬品開発に貢献し、医薬品分野から社会全体の期待に応えてまいります。さらに、企業価値を高めていくためには、健全性と透明性が確保された迅速な意思決定を可能にする体制の整備が必要であると考えております。

そのため、今後は最重要課題であるコンプライアンスの徹底を含む内部統制の強化を図っていく所存でございます。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社秦野	2,240,400	18.11
株式会社高橋	990,300	8.01
高木 幸一	600,000	4.85
辻本 桂吾	500,000	4.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	434,300	3.51
株式会社坂本	400,200	3.24
秦野 和浩	371,000	3.00
高橋 明宏	370,800	3.00
坂本 勲勇	367,900	2.97
高田 寛治	314,500	2.54

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

##### 【監査役と会計監査人の連携状況】

監査役は、会計監査人より各事業年度の監査計画及び監査結果について報告を受けており、また必要に応じて意見交換を行い、相互に連携しております。

##### 【監査役と内部監査部門の連携状況】

監査役は、監査室より各事業年度の監査計画及び監査結果について報告を受け、情報を共有し、監査効率の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大保 同	他の会社の出身者													
加地 潤二	他の会社の出身者													
仙田 哲也	税理士													
石井 政弥	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大保 同	○	——	<p>国内大手製薬企業の常務取締役、公益法人の監事としての経験から経営に精通しており、さらに医薬品開発におけるマネジメントに精通していることから、その豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映して頂くため、就任をお願いしたものであります。</p> <p>また、社外監査役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。</p> <p>なお、証券取引所が掲げる、独立性があると判断する理由の説明を要する者のいずれにも該当いたしません。</p>
加地 潤二	○	——	<p>国内大手製薬企業及び国内製薬企業の海外子会社における海外事業の豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映して頂くため、就任をお願いしたものであります。</p> <p>また、社外監査役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。</p> <p>なお、証券取引所が掲げる、独立性があると判断する理由の説明を要する者のいずれにも該当いたしません。</p>
仙田 哲也	○	——	<p>税理士としての税務・会計に関する専門的な知識と実務経験等当社の監査に反映して頂くため、就任をお願いしたものであります。</p> <p>また、社外監査役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。</p> <p>なお、証券取引所が掲げる、独立性があると判断する理由の説明を要する者のいずれにも該当いたしません。</p>
石井 政弥	○	——	<p>国内大手製薬企業の常勤監査役を経験されており、豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映して頂くため、就任をお願いしたものであります。</p> <p>また、社外監査役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。</p> <p>なお、証券取引所が掲げる、独立性があると判断する理由の説明を要する者のいずれにも該当いたしません。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する

施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役は、すべて現株にて当社株式を保有しているため、特にインセンティブ制度を別途には実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

開示手段: 有価証券報告書、事業報告

開示状況: 社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明: 平成25年度にかかる当社の取締役及び監査役の報酬は、以下の通りです。

取締役9名294百万円(うち社外取締役一円)

監査役4名44百万円(うち社外監査役4名44百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は基本報酬に一本化しており、基本報酬額は年額800百万円以内(平成19年6月27日開催の第2回株主総会決議による)であります。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会規程に従い、監査役の業務補助及び事務局として監査役スタッフを置き、サポート体制を強化しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 1. 業務執行と監査・監督機能

#### (1)取締役会

当社の取締役会は、取締役9名(うち社外取締役0名)で構成され、定例取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告により業務執行及び各取締役の職務執行状況の監督を行っております。

#### (2)執行役員制度

当社は、経営の健全化、効率化及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会が決定した基本方針に基づき、業務執行にあっております。

#### (3)経営会議

役付取締役、役付執行役員及び常勤監査役をメンバーとした経営会議を、月1回以上開催しております。経営会議は、業務執行上の諸問題をタイムリーに解決する他、経営上の重要事項や業務施策の進捗状況等について審議、意思疎通を図ることを目的としております。

#### (4)監査役、監査役会

監査役会は、常勤監査役2名(2名とも社外監査役)、非常勤監査役2名(2名とも社外監査役)で構成されております。また、定例監査役会を毎月1回、必要に応じて臨時監査役会を随時開催しております。この他、取締役会に出席し必要に応じ発言するだけでなく、常勤監査役は経営会議にも出席し、業務執行等に係る監査を行っております。

#### (5)内部監査

当社は、監査室長及び専任者1名で構成する代表取締役社長直轄の監査室を設置しております。監査室は毎事業年度の期初に代表取締役社長の承認を得た年度計画に従い、業務執行の合理性・効率性・適正性・妥当性等について、全部門を対象に監査しております。内部監査の結果については、内部監査結果通知書及び改善事項があれば改善指示書を作成し、被監査部門に改善の指示を行います。被監査部門は、改善要請のあった事項については、通知後遅滞なく改善指示に対する回答書を作成し、内部監査の結果を業務改善に反映しております。

#### (6)会計監査

会社法及び金融商品取引法の規定に基づき、連結財務諸表及び財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。会計監査業務を執行した公認会計士は目細実、高見勝文であり、平成26年3月期の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他3名です。継続監査年数は全員7年以内であるため、記載を省略しております。

## 2. 指名、報酬決定等

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。また、役員の報酬につきましては、取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内において、取締役会で決定しております。監査役の報酬は、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内において、監査役会で決定しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、製薬会社のパートナーとして医薬品の開発と価値の最大化に貢献することを目的として、事業運営を行っております。そのため、医薬品事業を熟知した人材を中心に取締役会を構成しております。また、取締役会による経営の意思決定について、社外監査役4名による監査を実施することで監視機能を強化し、事業運営の健全性と透明性を確保しております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	議決権行使の便宜を図るため、株主総会の円滑運営のための準備期間も考慮し、可能な限り集中日を回避する予定です。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度、決算発表後に、代表取締役を説明者として、個人投資家向けに決算説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算及び第2四半期決算発表後の年2回、代表取締役を説明者として、アナリスト及び機関投資家向けに決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書等、その他適時開示資料、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部にて担当しており、IR担当役員は専務取締役管理本部長CFOです。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念として、「医薬品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。」と謳っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適切な手法によりできる限り適時かつ公平に情報開示を行っております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりであります。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、「企業行動規範」を定め、取締役及び使用人が法令・定款及び社内規程を遵守して活動できるよう、継続的に教育・推進を行う。また、取締役及び使用人は、「企業行動規範」の遵守を誓約する旨を記載した文書に毎年署名し、会社に提出する。
  - (2) 当社の代表取締役社長は、コンプライアンス体制の総括責任者として担当取締役を任命し、当該担当取締役はコンプライアンス体制の推進及び問題点の改善に努める。
  - (3) 当社の監査役は、取締役会のほか社内的重要会議に参加し、コンプライアンス体制の整備状況の確認と問題点の把握、改善に努める。
  - (4) 当社は、代表取締役社長直轄の組織として監査室を設置し、当室は監査役と連携して法令・諸規則の遵守状況の監視を行い、取締役会にて報告する。
  - (5) 当社は、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築及び運用状況を継続的に評価することにより、財務報告の信頼性及び適正性を確保する。
  - (6) 当社は、「社内通報マニュアル」に基づき、コンプライアンスに反する行為の早期発見、是正に努める。
  - (7) 当社は、「企業行動規範」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に従い、反社会的勢力、組織又は団体に対しては、不正又は不当な要求に応じず断固たる対応を貫き、一切の関係を遮断する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務決裁規程」、「職務権限規程」、「組織・業務分掌規程」、「稟議規程」及び「情報セキュリティ管理規程」等の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を議事録、稟議書等の文書に記録し、適切に保存する。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、「リスク管理規程」に基づき、企業活動に影響を及ぼす恐れのあるリスクを想定し、問題発生時の未然防止に努める。重大な経営リスクが顕在化したときには、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、被害を最小限にするための対策を講じる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務決裁規程」、「職務権限規程」、「組織・業務分掌規程」及び「稟議規程」等の社内規程により、取締役の職務権限及び会議体の付議基準を明確化し、より効率的で妥当性のある意思決定を実現する。
  - (2) 当社は、経営会議を月1回以上開催し、取締役会への付議事項に関する十分な事前検討、及び取締役会への報告事項に関する事前決定を行うことにより、意思決定の迅速化を図る。
5. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社及びグループ各社は、コンプライアンスに関する基本方針を共有し、業務の適正を確保する。
  - (2) 当社及びグループ各社は、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を実行し、財務報告の信頼性を確保する。
  - (3) 当社及びグループ各社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため企業行動規範の周知徹底を図る。
  - (4) 当社及びグループ各社は、リスク管理に係る規則に従い、リスクに関する管理体制を構築する。
  - (5) 当社は、経営計画において当社及びグループ各社が達成すべき目標を明確化するとともに、業務遂行状況の評価、管理を行う。
  - (6) 当社は、「関係会社管理規程」により、グループ各社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告を受け、その状況を把握する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社の取締役会は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。また、当該使用人がその業務に関して監査役から指示を受けたときは、その指示の実効性を確保する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役が指定する補助すべき職務に関しては、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 当社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役会規程」、「監査役監査基準」及び「社内通報マニュアル」等の社内規程に基づき監査役に報告するものとする。
  - (2) 当社の監査役は、取締役及び使用人から上記に係る通報があった場合、「社内通報マニュアル」に従い、その対応を行う。
  - (3) 当社は、取締役及び使用人から上記に係る通報があった場合、これを理由として通報者が不利益な取扱いを受けないよう、その保護を徹底する。
  - (4) 当社は、第三者からの通報を当社ホームページ上のお問い合わせ窓口（メール）、電話等で受け付けたとき、必要ある場合は監査役へ報告する。
9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社の監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、経営会議、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を開覧し、取締役及び使用人に説明を求める。取締役及び使用人はこの求めを阻むことはできない。
  - (2) 当社の監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、監査室と緊密な連携を保ちながら監査役監査の実効を図る。
11. 当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項  
当社の取締役会は、当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制の運用について定期的に検証を行い、事業年度の運用状況の概要を事業報告に記載する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならない。当社役員、社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示さなければならない。」を基本姿勢とし、「反社会的勢力対応マニュアル」に詳細を明記して全役員・社員に周知徹底しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示の基本方針

当社は、株主・投資家の皆様に対して金融商品取引法及び東京証券取引所の定める規則、その他関連法規や規則に準拠するのみならず、重要情報について適時性・網羅性・適正性・正確性を十分に意識し、積極的な情報開示を実行いたします。さらに、当社WEBサイトや決算説明会を活用して、機関投資家及び個人投資家に対する自発的なIR活動を積極的に実施してまいります。

2. 適時開示に関する体制

(1) 情報開示にかかる組織体制

当社における情報開示の担当部署は管理本部であり、情報管理責任者(専務取締役管理本部長、以下省略)の監督の下、開示担当者2名が開

示関連業務(情報収集・文書作成・開示手続)を実施しております。

(2) 情報開示の手続

イ. 決定事実

原則として取締役会において審議・決議がなされた後、速やかな開示を実行いたします。

ロ. 発生事実

当該事実の発生部門(子会社を含む)あるいはその事実を認識した役員・職員が管理本部に情報を報告し、取締役会における審議・決議を経て速やかな開示を実行いたします。

ハ. 決算情報

管理本部経理担当者が決算情報等を確定し、開示担当者が決算書類等及び開示文書の作成を行い、これを取締役会が承認した後、速やかな開示を実行いたします。

(3) 情報開示の必要性の判断

情報管理責任者の監督の下、管理本部にて関連法規及び規則に基づき開示の必要性を判断し、取締役会において最終決定をしております。

(4) 情報開示のモニタリング

当社では、内部監査ならびに監査役監査を実施し、開示の適切性を確認しております。

